

住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

日本国内で本年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降都市部を中心に感染経路が明らかでない感染者が増え続けたことを踏まえ、国は、4月7日、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を関東・近畿・九州圏の7都府県に発令した。また、同月16日には、対象を全国に拡大し、5月4日には、医療提供体制へのさらなる負荷が懸念されることから、緊急事態措置の期間を5月末まで延長した。

その後、全国的な新規感染者の減少や病床等の確保など、改善が見られたことから、5月14日に中国5県を含む39県で、21日には近畿3府県で、25日には北海道、首都圏4都県で緊急事態宣言が解除され、5月末を待たず全国的な解除に至った。

今後、季節性インフルエンザ流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面が予想されるとともに、有効な治療薬やワクチンが開発されるまでは、影響の長期化が予想されることから、引き続き感染防止対策を実施する必要があるとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない。

中国地方知事会としても、こうした事実を重く受け止め、国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、今後の感染状況や経済状況等を踏まえ、予備費を活用した増額を行うとともに、令和3年度以降も両交付金を継続すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、

これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

2 感染再拡大防止に向けた積極的戦略への転換と対策

- (1) 季節性インフルエンザ流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面において、感染拡大が起こり、その度に自粛や休業要請を繰り返すことになれば、日本の経済の早期正常化の支障となることから、安全な医療体制を確保しながら、感染拡大防止と社会経済活動をバランスよく両立させるため、
- ・ P C R 検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換やそのための体制整備
 - ・ 自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査の推進及び簡易検査キットの不具合の解消等、広く対応可能な検査手法の開発・普及促進
 - ・ 軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能の増強
 - ・ 積極的疫学調査を徹底するための人員体制増強
 - ・ 手術前の患者、妊婦に対する P C R 検査の徹底等による院内感染防止対策
 - ・ 未だ国民の不安感が社会経済活動の大きな障害になっていることから、必要性・優先度・財源等を国において整理した上での、自己負担額を軽減し、誰でも検査が受けられる体制の早急な構築
 - ・ 医療機関、介護、障害福祉施設の従事者に対する P C R 検査等を国による行政検査として実施
- などの対策を講じること。
- (2) 今後の感染再拡大に備え、都道府県知事が地域の実情にあった感染対策を適宜、適切に実施できるよう、特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、新型コロナウイルス感染症に係る保健所の積極的疫学調査や軽症者等の宿泊施設での療養、自宅での健康観察について、実効性を担保する感染症予防法上の特例措置等を早急に講じること。
- (3) 指定感染症の運用については、まん延防止や重症化防止の観点から必要に即して引き続き入院措置を行うことを徹底すると

ともに、宿泊療養施設や自宅など医療機関以外での療養について法令上明確に位置づけること。また、今後の見直しに当たっても、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する場合には、十分な周知期間を設けること。加えて、HER-SYSについて、使い勝手の改善を図るとともに、端末機器の導入など医療機関がHER-SYSへの入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

3 医療提供体制の充実強化

(1) 医療提供体制の確保

医療機関の人員確保や設備整備、軽症患者等が療養する宿泊施設の確保、患者の受入調整を行う調整本部の運営を迅速かつ円滑に行うため、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用をはじめ、令和3年度以降においても必要な額を確保すること。

特に、医療機関においては、患者の受入に係る人員体制確保等の過大な負担、風評被害や院内感染対策による一般診療の縮小など、経営上の課題があることから、引き続き、空床確保料の引き上げなど入院病床の確保を強力に後押しするための十分な財政措置を講じるとともに、診療報酬の引き上げや危険手当の制度化、慰労金の延長・拡充などの見直しを行うこと。

また、入院病床の確保に関しては、国の定める重点医療機関の指定要件が病棟単位となっており、特に重症患者を受け入れるための病床が限られる地方では活用が困難な制度となっているため、病棟単位に限定することなく、病床単位でも重点医療機関と同等の空床確保料を措置すること。

(2) インフルエンザとの同時流行に備えた体制整備

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱患者を受け入れた診療・検査機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。

(3) 治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、治療薬やワクチンの早期実用化及び供給体制の確立を実現すること。また、同時流行の懸念されるインフルエンザワクチンについても十分な量を確保すること。

(4) 必要とされる医療資材の確保

マスク、防護服、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、必要とされる医療資材が施設等へ確実に提供されるよう、国が責任をもって調達し、供給すること。

また、感染拡大時にも安定的に確保できるよう、供給体制の強化を図ること。

(5) 保健所の機能強化

積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対して、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。

(6) 医療機関等の運営の安定化

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、経営が一層厳しくなっている医療機関の持続可能な経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、処方箋受付の減少や利用控えなどにより、経営上困難な薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなど経営安定化に向けた財政支援等を行うこと。

(7) 水際対策の強化

入国規制の緩和については感染の再拡大に繋がらないよう慎重に進めるとともに、PCR検査等に必要な十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で 入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。

なお、中長期滞在者において、入国後の滞在先が未定の方も少なくないため、住民票の早期提出を推奨するとともに、外国人の居所に係る情報を都道府県へ提供すること。検査結果が陽性の場合には、国の責任において、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

さらに、外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明でのコミュニケーション支援等の側面支援、電話医療通訳サービスを含めワンストップ窓口（コールセンター等）を国で設置すること。

4 学校等教育分野への対応

（1）進級・卒業要件及び大学受験等にかかる影響への対応

学校の臨時休業期間の長期化等を踏まえ、児童生徒の進級及び卒業要件等について、国の責任において速やかに明確な方針を示すこと。

また、高校生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等の資格試験の中止や延期が見受けられる中、資格試験が受けられないことによって、就職や進学に関して不利にならないよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

（2）学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。特に、低所得による端末不保持者向け貸出端末の提供等に対して、優先的に支援すること。

また、児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

加えて、地域の感染状況により学校休校の対応をした地域としていない地域において学習機会に差が生じないように、9月入

学制など、幅広に議論を行うこと。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の臨時休業に伴い事業に影響を受ける学校給食関連業者やスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補填措置を講じること。

(5) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、令和3年度以降も十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

(6) 少人数学級の拡充

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るとともに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策として学校における「3つの密」を回避し、「新しい生活様式」を実現するため、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要

な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

5 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

また、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に、慰労金の支給対象とすること。

6 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金において、12月までとされた利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置については、コロナ禍の収束が見通せるまでの間継続するなど、財政支援の充実を図ること。

7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

(1) 中堅企業・中小企業・小規模事業者等への支援の強化

中小企業・小規模事業者及び農林漁業者に対し、民間金融機関でも無利子・無担保の融資を受けることができる制度や再起の糧とするための持続化給付金制度、収入が大幅に減少した場合の県税徴収猶予制度等が緊急経済対策で創設されたが、事業の継続に不安を抱える事業者に新たな支援策が一刻も早く届くよう、制度の周知や申請手続の簡素化などを図るとともに、持続化給付金については、売上減少要件の緩和や法人税法上、法人とみなされる任意団体を対象とするなど支給対象の拡大、複数回給付等の検討を行うこと。

併せて、家賃支援給付金については、家賃支援の対象月に4月も含めるなど、支援を必要とする人に行き届くものとし、さらなる制度周知を行うとともに、申請手続の簡素化により迅速に給付すること。

さらに影響の長期化による資金繰りの悪化も懸念されるため、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額の引き上げ、利子補給の期間延長などの支援制度のさらなる拡充を講じるとともに、中堅企業を含む企業の事業継続を維持するために必要な支援を継続すること。

加えて、イベントの自粛等の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係者等への支援策を講じること。

(2) 雇用調整助成金等による雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報を的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。また、特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

(3) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、緊急に雇用機会を創出するための事業を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

(4) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講

じること。

(5) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

バス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関の維持・存続に向けて、赤字や減収補填などの経営支援対策を国において責任をもって早急に講じるとともに、既存補助金の大幅な増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを行うこと。

(6) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

官民一体型の消費喚起キャンペーン（Go To キャンペーン）については、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、現行の期間で終了することなく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な観光需要の喚起を図るとともに、令和3年度においても、引き続き、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

なお、トラベル・イート事業で示されたステージⅠ又はⅡ相当での実施という基準を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができるよう制度を検討すること。

また、現在実施しているトラベル事業については、旅行者に対して感染症対策を国として強く呼びかけること。

(7) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予備費の追加的措置がなされたところであるが、（予備費充当後の予算額約3,060億円）いまだに補助希望額（先行採択分を除き、約1兆7,640億円）とは大きな乖離があり、サプライチェーン再構築と企業の投資を促進するため、更なる予備費の活用も含め、速やかに予算枠の拡充を図るとともに、地方の生産拠点機能の強化、ひいては地域経済の強化を図る観点からも、地方の中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、来年度以降も継続し、事業を実施すること。

(8) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

出入国制限が徐々に緩和されているが、外国人材に対する在

留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続き等の早期の的確な情報提供を行うとこと。併せて、帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

8 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

9 新たな日常に対応した自治体DXの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野のデジタル化の遅れが明らかになった。コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を構築するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) 行政手続の見直し

国の法令に基づいて地方公共団体が行う行政手続のうち、利用者の利便性を阻害するものについては、迅速な見直しを行うこと。また、地方公共団体における統一的な見直しに資するよう、国の検証プロセスや、押印廃止時の本人確認手法等も含めた見直し結果について、速やかに情報提供を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェースの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る助言等、積極的に支援を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

コロナ時代における経済の早期回復等に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するために、オープンデータ化する共通システム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列举されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載、生体認証による個人認証、各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

10 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別、さらには宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、去年は台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生した。

さらに、令和2年7月豪雨災害では、九州地方を中心に、西日本から東海、中部地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地に甚大な人的・物的被害を招き、コロナ禍の国民に大きな打撃を与えた。

中国地方としても、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。
- (2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

- (3) 令和2年7月豪雨災害では、平成30年7月豪雨災害の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

2 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 毎年のように大規模災害による被害が発生し、そのたびに困難な復旧・復興を繰り返す実態を踏まえ、今後も防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く対策を創設すること。その際、事業期間は5か年計画とするなど中長期的かつ明確な見通しのもとに別枠による必要かつ十分な予算・財源を確保すること。また、土地利用一体型の浸水対策、高速道路4車線化など災害に強い道路ネットワークの構築やインフラ老朽化対策など、国土強靱化のための対象事業を拡大すること。
- (2) 気象変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に備え、治水事業予算を大幅に増額するなど、治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月豪雨災害で被災した小田川や、平成30年7月豪雨災害に続き、令和2年7月豪雨災害により再度の浸水被害が多く発生した江の川下流域などの被災状況を踏まえ、国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基

準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- (2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。
- (3) 災害復旧事業の実施にあたっては、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが有効であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。
- (4) 防災・減災対策を着実に推進するため、令和2年度が期限となる緊急防災・減災事業債、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。
- (5) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。
特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。
- (6) 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対して、地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算を確保するとともに、ハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動などに対する定額助成を継続すること。また、農業用ため池の管理及び保全に関する法

律に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう地方財政措置に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

- (2) 住民の主体的な避難を促すため、市町村が負担している指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、新型コロナウイルスのような猛威を振るう感染症の拡大時期に、大規模な自然災害によって自宅外への避難の必要が生じた場合でも、避難者が安全に過ごせるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を見直すとともに、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講じること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援を検討すること。加えて避難所として市町村が確保する場合にホテル等に受け入れるべき避難者に対する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害では、多くの箇所では越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力で推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

7 持続可能なまちづくりに向けた住宅の耐震化を促す支援の拡充

住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存

施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の制度継続と対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、令和2年度から管渠の単純な改築に対する支援が順次廃止されるとともに、令和3年度以降は機能向上を伴う改築に対する支援の縮減という見通しが国から示されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとよりその他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、さらなる支援を行うこと。

10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援を行うこと。

- (3) 災害時における支援物資の物流については、今年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図れるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。また、「復旧・復興技術支援職員確保システム」による災害復旧事業への支援制度が創設されたが、土木技師、農林技師等とともに、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしており、7月の人口移動報告で明らかとなった東京圏から地方への転出超過を契機として、地方への移住・定着を一気に進めていくべきである。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。

また、国内においては、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設が過度に集積する東京一極集中の脆さが、新型コロナウイルス感染症拡大に際し、浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。この国難とも言える状況を打破するためには、より一層東京一極集中の是正や人づくりの推進を図っていく必要があり、中国地方知事会は、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。については、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なKPIを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるこ

と。

- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適應できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方を推進し、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務につなげること。

(4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。

- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が依然として存在していることに加え、補助金交付の前提として計画策定を求められたり、地方との事前の十分な調整がないまま、努力義務等の形で新たな義務付け・枠付けが設けられる場合があることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うとともに、自治立法権の拡充・強化に向けた取組を進めること。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置し、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

（5）全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、「転入届」「転出届」等に、「移動理由」や「UI ターンの状況」等の調査項目を追加できるよう「住民基本台帳法」を改正し、全国統一的な調査の実施をすること。

2 地方創生の取組を推進するために

（1）デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビ

- ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材等の育成、また、誰もが不安なくデジタル技術を活用できるようにするリテラシー教育を重要政策に位置づけること。
 - ・E d T e c hコンテンツやS T E A M学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A Iやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識を入手するハードルを下げるなど、人材育成の環境整備を促進すること。また、地方での確保が難しいマネジメント層等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。
 - ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、「新しい生活様式」の対応に向けた既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5 Gの早期整備を促進すること。さらに、整備のみならず、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の維持管理・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
 - ・光ファイバなどのブロードバンド及び5 Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。
 - ・I o T機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society5.0時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努めること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグラウンドハンドリング費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMOを含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って

いくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

(3) 暖冬による観光産業への支援

近年の記録的な暖冬による雪不足により、スキー場及び関連観光産業は大きな影響を受けており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後のスキー場離れも懸念されることから、暖冬等の気象要因に関わらず、年間を通じたスキー場等への観光誘客につなげるための地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、令和3年3月31日で終了する予定の、索道事業を営むスキー場でのゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すること。

(4) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成12年に施行されてからこの間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策が実施されてきた。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を背景として、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供などの重要な役割を担っており、今後、国全体が本格的な人口減少社会を迎える中にあっても、将来に引き継いでいく必要がある。

現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、地域ならではの価値を活かす視点を取り入れた新たな法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。なお、制定にあたっては、指標を地域の実情に即したものとするなどにより、現行法で指定されている過疎地域（全域過疎地域、一部過疎地域、みなし過疎地域）は、継続して指定対象となるよう要件を設定すること。

3 人づくりを推進するために

(1) 地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じるとともに、更なる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子供に対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(2) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、高等学校等の生徒1人1台端末の整備についても補助の対象とすること。

(3) 女性活躍推進のための男性育休取得促進について

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2018年度の男性の育児休業取得率は6.16%に留まっており、2020年度の目標値である13%の半分にも及んでいない。

よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目

標達成に向け、

- ・ 男性の育児休業の分割取得制度の導入、育児休業給付金に係る手続の改善等、男性従業員が育児休業を取得しやすい制度の整備を図ること。
- ・ 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の要件緩和等による企業の取組支援の充実、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・ 誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	

地方税財源の充実について

令和2年度の地方財政計画においては、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円が、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

こうした状況に加え、新型コロナウイルスの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される。地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力で推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

- (1) 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時期を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要があることを踏まえ、地方の取組を強力に支援するため、今年度においては、予備費の充当も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰り越し手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- (2) 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、地方が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要となる財源について積極的に措置すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収をはじめ歳入全体はかつてない大幅な減収となる恐れがあるため、地方消費税などの税目やその他の歳入について、減収補填債の対象とするなどの特例措置を設けること。
- (4) 令和3年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (5) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。

2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創生はないということを踏まえ、新型コロナウイルスの

影響で疲弊した地域経済の立て直しを図るためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、留保財源率のあり方の検討も含め財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

さらに、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、地方の行財政改革の意欲を損ねることのないよう、それにより生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少等に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。平成30年7月豪雨災害対応や今回の新型コロナウイルス感染症対策においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬に

して激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業、感染拡大防止対策や地域経済の活性化・雇用対策等に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際や未知なる感染症による未曾有の危機に直面した際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

- (3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。特に令和3年度については、新型コロナウイルスの影響に伴う税収減により臨時財政対策債の増加が懸念されることから、別枠加算により縮減を図ること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、令和2年度の地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言士の連携など、新たに策定された第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、令和2年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付

金については、こうした施策を確実に展開できるよう、拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (5) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

令和2年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和3年度以降も継続すること。

- (6) 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる者が相当数に及ぶこと、また、フルタイムで任用された職員への退職手当の支給などにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

3 地方税制の改革の推進

- (1) 地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染収束後のV字回復や、実効性ある需要喚起対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。
- (2) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。
- (3) 法人事業税における収入金額課税方式については、令和2年度与党税制改正大綱において、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」こととされているが、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめと

する市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

また、本年発生した新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿道につい

ては、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担ったところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高速道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道・山陰近畿道の事業中区間のより一層の整備促進と、米子・境港間の高速道路を含む未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、4車線化を早期に実施すること。特に、2019年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた岡山米子線、山陰道、広島浜田線などの暫定2車線区間については、財源を確保した上で、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、安全・安心の確保を図るための緊急対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の有効な対策を早期に講ずること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きい。そのため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって渋滞の解消や地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

更に今後実施予定の「重要物流道路」の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、重要物流道路の代替・補完路も含めて補助事業等による重点支援を行うこと。

4 道路整備予算の確保

激甚化・頻発化する災害に備え、防災・減災・国土強靱化を更に継続・拡充して取り組むとともに、予防保全による老朽化対策を着実に実行するなど、道路の整備・維持に長期安定的に取り組むため、道路予算の総額を確保し、整備が遅れている地方に重点配分すること。

特に、東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流確保に対応し、ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるインフラとして必要不可欠な高速道路ネットワークや地域高規格道路等について、新たな財源の創設などにより早期整備を図ること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこ

と。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制度の拡充を行うこと。

6 生活交通の維持・確保

(1) 高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

また、運転手の確保が困難となる中、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術について、中山間地域での社会実装が進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

(2) 地方における鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念されることから、新型コロナウイルスの影響等により厳しい経営状況にある中でも地方鉄道の果たしている役割が引き続き堅持されるよう、財政支援等抜本的な対策を講じること。また、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

また、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

(3) 離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

また、SOx 規制強化に伴う燃料価格の上昇により影響を受ける船舶等の公共交通機関に対して、必要な財政支援を講じること。

7 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

- (2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。
- (3) 2030年訪日外国人旅行者数6000万人の目標達成には、引き続き、地方空港への誘客促進の取組が不可欠と考える。
ついては、2020年訪日外国人旅行者数4000万人の目標達成に向けて国が創設した訪日誘客支援空港の制度が、令和2（2020）年度末で終了することから、同制度を延長し、地方空港が取り組む航空路線網の拡充に対する支援としての着陸料やグランドハンドリング費用等への補助等を継続するとともに、対象空港を拡大すること。
- (4) 日韓情勢や新型コロナウイルスの感染拡大等、不安定な国際情勢を受け減便した路線の回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持のための取組に対し、支援を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国際線が回復する段階においては、水際対策が重要となることから、地方空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

8 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化

は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休止状態にあるクルーズの再開に向けて、今後の外国クルーズ客船受入に係る指針など、国としての方向性を示すとともに、各港湾管理者が取り組む感染拡大防止対策の支援を行うこと。

9 ヒアリ等の対策の推進

- (1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の国内定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

また、地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

- (2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

- (3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

全世代型社会保障制度の実現に向けて

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が進められている。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療の確保

- (1) 厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求める公立・公的医療機関等のリストを公表したが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。このため、地域医療構想に基づく改革を行うにあたり、民間病院との役割分担等も含め、地方とも丁寧に協議をしながら実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政的支援措置を講じること。併せて、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、地方の意見や新型コロナウイルス対策を優先せざるを得ない地方の実情を十分に踏まえ、無理なスケジュールを地方に押し付けないこと。
- (2) 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス対策により医療人材がひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だけで解決するものでない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でない。国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨

時定員枠の確保による地域枠の措置を継続すること。併せて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国各地で医療提供体制がひっ迫する状況が生じるなど、これまでの前提条件が当てはまらない状況にあるため、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論をいったん凍結し、感染終了後に仕切り直しすること。
- (4) 地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

2 持続可能な社会保障制度の確立

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負

担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

- (1) 健康増進・疾病予防対策の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、速やかに、おたふくかぜを予防接種法の対象として定期接種とすること。

インフルエンザワクチンについて、感染及び重症化の予防を目的とした定期接種化を目指して、引き続きワクチンの有効性について調査研究を実施すること。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を生活習慣病の二次予防及び介護予防の観点から必須の健診項目にすること。

- (2) がん予防・早期発見の推進として、効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (3) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エビデンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援を行うこと。

- (4) 令和3年4月の介護報酬の改定に当たっては、新型コロナウイルスの感染予防対応等について適切に評価するとともに、安定して介護保険制度が運営できるよう、中山間地域における厳しい経営環境にも十分配慮すること。また、介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員

の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の導入に関する補助上限の引き上げなど介護事業者への支援をさらに強化すること。

また、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

- (5) 主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準は、昭和51年に4.3:1となつて以来、引き上げられておらず、現在の実態とは大きな乖離があるため、実態を踏まえて配置基準の引き上げを行うとともに、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算について、障害者の配置加算を参考に創設すること。また、障害児の報酬単価は、障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、算定構造の見直しも含めた改善を行うこと。

4 次世代を担う人づくり

- (1) すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していくため、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、地方の一般財源総額を確保するとともに、新たな交付金の創設も含めた「人づくり革命」のための財政措置を講じること。
- (2) 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度の導入促進や、日本版「パパ・クォータ制」の検討も含めた育児休業制度の拡充などに取り組むこと。
- (3) 待機児童を解消するために、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策や保育の受け皿の整備拡大を着実に進めるとともに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設に

ついて、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

- (4) 子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備をさらに進めるため、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和などによる財政支援の拡充を含め、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講じること。
- (5) 不妊治療にかかる費用が高額になっており、不妊に悩み治療を受ける者はその経済的負担や精神的苦痛は計り知れないことから、人工授精や特定不妊治療を保険適用とするなど経済的支援の拡充を図るとともに、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成を進めること。
- (6) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務とされ、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大されることに伴い、ニーズが増加することが見込まれる。産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実に図るため、技術的助言や財政支援を講じること。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

参議院議員選挙における合区の解消について

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、昨年7月21日に実施された2度目となる合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県においても、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを肯定し、昭和58年4月の最高裁判決において本来認められていた、歴史的、政治的、経済的、社会的な意義、実体を有する都道府県を単位とする選挙区設定が合理的である

とする判例に回帰している。

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政